

国土交通省利根川下流河川事務所としての取組（令和 2 年度）

1. 河川改修の実施（資料 4 - 2 参照）

河口部における河道しゅんせつ、築堤、樋管整備 等

2. 河川改修実施に向けての調整

- ・波崎漁港（神栖市設置：利根川下流域治水対策協議会）及び銚子漁港の区域内での河川改修にかかる関係機関調整
- ・銚子市桜井町ほかでの築堤、芦崎船入場の改修にかかる調整 等

3. ソフト対策

（1）河口部無堤地区を対象とした観測所水位設定（資料 4 - 3 参照）

太田新田水位観測所において、河口部無堤地区（堤防が連続していない地区を含む）を対象とした氾濫危険水位相当の水位の暫定値を設定。（令和 2 年 8 月 7 日（金）第 8 回利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会）

（2）令和元年東日本台風による洪水への対応の検証

令和 2 年 10 月 21 日（水）に、令和元年東日本台風による洪水への対応状況に関して、神栖市、銚子市等とともに意見交換の場を設け、各機関での今後の洪水対応の改善に資する。

（3）その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定関係支援、防災に関する講演会（一般の方を対象）の開催等を検討中。

※令和 2 年 8 月 6 日（木）開催予定であった神栖市・銚子市の関係職員向けの災害対策用機械操作訓練は来年の出水期前に開催する予定。

4. その他

（1）他の協議会との関係

利根川河口部水災害対策協議会の取組方針の一部は、令和 3 年 3 月までに策定予定の「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」のうち、利根川下流区間に「利根川下流域治水協議会」を通じて反映させる予定。

また、あわせて、見直し予定の「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針にも反映させる。